

令和 7 年第一回臨時会

八 丈 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 5 月 13 日 開会

令和 7 年 5 月 13 日 閉会

八 丈 町 議 会

令和 7 年第一回八丈町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (5月13日)

議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
承認第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
承認第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
承認第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0
同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0
閉議及び閉会の宣告	2 2
署名議員	2 3

八丈町告示第 6 号

令和 7 年第一回八丈町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 1 日

八丈町長 山 下 奉 也

- 1 期 日 令和 7 年 5 月 1 3 日（火） 午前 9 時
- 2 場 所 八丈町役場大会議室
- 3 付議事件
 - （1）専決処分事項の報告及び承認について（令和 6 年度八丈町一般会計補正予算）
 - （2）専決処分事項の報告及び承認について（八丈町町税条例の一部を改正する条例）
 - （3）専決処分事項の報告及び承認について（八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - （4）八丈町監査委員の選任の同意について
 - （5）令和 7 年度八丈町一般会計補正予算（第 1 号）
 - （6）八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約

応招・不応招議員

応招議員（11名）

1 番	真 田 幸 久 君	2 番	浅 沼 隆 章 君
3 番	奥 山 幸 子 君	4 番	浅 沼 清 孝 君
5 番	山 下 則 子 君	6 番	金 川 孝 幸 君
7 番	沖 山 昇 君	9 番	浅 沼 碧 海 君
10 番	山 下 巧 君	11 番	浅 沼 憲 春 君
12 番	山 本 忠 志 君		

不応招議員（1名）

8 番	岩 崎 由 美 君
-----	-----------

令和 7 年 第一回 八丈町議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 5 月 1 3 日 (火曜日) 午前 9 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 8 号 専決処分事項の報告及び承認について (令和 6 年度八丈町一般会計補正予算)
- 第 4 承認第 9 号 専決処分事項の報告及び承認について (八丈町町税条例の一部を改正する条例)
- 第 5 承認第 10 号 専決処分事項の報告及び承認について (八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 同意第 4 号 八丈町監査委員の選任の同意について
- 第 7 議案第 36 号 令和 7 年度八丈町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第 37 号 八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約

出席議員 (11 名)

1 番	真 田 幸 久 君	2 番	浅 沼 隆 章 君
3 番	奥 山 幸 子 君	4 番	浅 沼 清 孝 君
5 番	山 下 則 子 君	6 番	金 川 孝 幸 君
7 番	沖 山 昇 君	9 番	浅 沼 碧 海 君
10 番	山 下 巧 君	11 番	浅 沼 憲 春 君
12 番	山 本 忠 志 君		

欠席議員 (1 名)

8 番 岩 崎 由 美 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 山 下 奉 也 君 副 町 長 山 越 整 君

公營企業 管理 課	奥山勉君	教育長	大澤道明君
企画財政 課	金川智亜樹君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	小野高志君
福祉健康 課	菅原宏幸君	建設課長	櫻庭郁也君
産業観光 課	大澤知史君	企業課長	菊池拓君
企業課 主幹	岡野豊広君	教育課長	田村久美君
消防長	堀本敏彦君	病務院長 補佐	菊池裕介君
企画 財政係	佐々木奏君	生涯学習 課	鈴木進吾君

事務局職員出席者

事務局長	高橋太志君	書記	浅沼紀子君
書記	玉置麗華君	書記 (録音)	伊勢崎義信君
書記 (録音)	水野滉人君		

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって、令和7年第一回八丈町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に4番、5番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の2番の書類をお願いいたします。

承認第8号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和7年5月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度八丈町一般会計補正予算を別紙の

とおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いします。補正予算書の1ページになります。

令和6年度八丈町一般会計補正予算（第10号）。

令和6年度八丈町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,897万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億833万9,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

令和7年3月31日、八丈町長、山下奉也。

11ページをお願いします。補正予算書の7ページになります。

初めに歳入になります。

2款地方譲与税から11款地方交付税までは、額の確定によるものですので、項の補正額のみを申し上げます。

2款1項自動車重量譲与税330万8,000円の減。

2項航空機燃料譲与税14万円の減。

3項地方揮発油譲与税47万4,000円の減。

4項森林環境譲与税71万3,000円の増。

3款1項利子割交付金66万円の増。

次のページをお願いします。12ページになります。

4款1項配当割交付金231万5,000円の増。

5款1項株式等譲渡所得割交付金648万5,000円の増。

6款1項法人事業税交付金169万7,000円の増。

次のページをお願いします。13ページになります。

7款1項地方消費税交付金818万3,000円の増。

8款1項自動車取得税交付金21万4,000円の増。

9 款 1 項環境性能割交付金632万1,000円の増。

11款 1 項地方交付税6,879万8,000円の増。

これらの12項目中、前年度と比較しますと 9 項目が増となっております。金額ベースに直しますと、全体で7,717万3,000円の増となっております。

次のページをお願いします。14ページになります。

16款 2 項都補助金44万円の減。こちらは3月の最終補正の令和5年度商店街活性化事業補助金返還金の部分でも説明しましたが、対象外経費が含まれていたことによる、今回令和6年度分の減額分となります。

19款 1 項基金繰入金 1 億1,000万円の減は、2 目財政調整基金繰入金を 1 億円、4 目公共施設整備基金繰入金を1,000万円減額いたしました。

歳入合計、補正前の額97億2,731万5,000円、補正額1,897万6,000円の減、計97億833万9,000円となります。

次のページをお願いします。15ページになります。

歳出に入ります。

項の補正額を中心に説明いたします。

3 款 1 項社会福祉費7,000円の増は車両保険料となります。

2 項児童福祉費。こちらは財源更正になります。

4 款 2 項清掃費350万円の減。こちらは廃棄物運搬の実績に伴う減額となります。

7 款 1 項商工費732万6,000円の減。こちらは集客キャンペーンとパブリックロードレースの実績に伴う減額となります。

次のページをお願いします。16ページになります。

9 款 1 項消防費787万円の減。こちらは耐震性貯水槽建築工事における契約差金となります。

10款 2 項小学校費。こちらは財源更正になります。

14款 1 項予備費28万7,000円の減。

歳出合計、補正前の額97億2,731万5,000円、補正額1,897万6,000円の減、計97億833万9,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） ページ数でいうと、15ページになります。

7 款商工費なんですけれども、集客キャンペーン事業の委託料で大幅に返金くなされていると思うんですけれども、こちら、多分足りない事業者さんも、予算を先に使い切った事業者さんいれば、それを余らせてこれが返金というふうになっていると思うんです。そこを、今年度も多分その予算はついていると思いますが、それをある程度のタイミングで振り分けるということを、今後なされる予定がないのかをお伺いしたいです。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 集客キャンペーンにつきましては、実は今月の末ぐらいに業者さんと呼んで、2 番議員がおっしゃったように少々クーポン券が余っていますので、そこをちょっと今年どうやっていくかというのは考えようということで、観光協会と今後話合いの場を設けて考えていくところでございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第 3、承認第 8 号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第 4、承認第 9 号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（山下 進君） データ番号3の資料をお願いします。

承認第9号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和7年5月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月1日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

八丈町町税条例の一部を改正する条例。

八丈町町税条例の一部を次のように改正する。

それでは、条例改正について説明いたします。

本文の朗読は省略し、主な改正内容について説明します。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことを受け、4月1日付で専決処分を行ったものです。

主な改正点としては、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、大学生年代の子らを対象とした特別控除制度が追加されます。大学生年代の子らの控除対象要件が、現行、給与収入103万円までであるのを150万円までに拡大し、さらに、150万円を超えた場合にも188万円までは段階的な控除額が設定されます。

次に、軽自動車税種別割において、総排気量が125cc以下かつ最高出力を4キロワット以下に制御した二輪車、いわゆる新基準原付バイクに関わる種別割の税率を、50cc原付と同様、年額2,000円に定めるものです。

次に、たばこ税になりますが、現在、加熱式たばこは紙巻たばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況であるため、国のたばこ税に合わせてこの水準差を解消するための見直しを行います。

なお、この改正は、激変緩和の観点から令和8年4月と令和8年10月の2段階で実施します。

以上が主な改正点となります。

この条例の施行日は、一部規定を除き、令和7年4月1日となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、承認第9号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、承認第10号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号4番の資料をお願いいたします。

承認第10号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和7年5月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月1日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、今回の条例改正について説明をいたします。

本文の朗読は省略し、改正内容を説明させていただきます。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、4月1日から条例改正する必要がありましたので、専決処分を行ったものでございます。

改正の内容といたしましては、第2条の改正部分は被保険者の負担能力に応じた保険税負担を求める国の方針に基づきまして、基礎課税額に係る課税限度額が1万円引き上げられて66万円に、後期高齢者支援分の課税限度額が2万円引き上げられて26万円となるものでございます。

また、第23条の改正部分は、低所得者に対する保険税軽減の見直しとして、経済動向を踏まえて軽減判定所得を引き上げ、算定において世帯の被保険者数の人数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯の場合は1万円引き上げて30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の場合は1万5,000円引き上げて56万円に、それぞれ基準を緩和するものでございます。

以上が改正点となります。

なお、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行し、条例改正後の条例の規定は令和7年度以後のものについて適用し、令和6年度までのものについては従前の例によります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、承認第10号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、同意第4号 八丈町監査委員の選任の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、データ番号の5番をお願いします。

同意第4号 八丈町監査委員の選任の同意について。

令和7年5月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページに移ります。

八丈町監査委員の選任の同意について。

下記の者を八丈町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、東京都八丈島八丈町大賀郷626番地1。

氏名、鍵山卓史。

生年月日、昭和31年4月17日。

説明。

八丈町監査委員浅沼拓仁氏より、令和7年3月25日付で辞任願が提出され、令和7年3月27日付で退職を承認したため、新たに鍵山卓史氏を八丈町監査委員に選任するものである。

次のページをお願いいたします。

こちらが略歴になります。略歴につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） この鍵山氏なんですけれども、経歴を拝見して、直近でもいちごオフィスリートというところの執行役員をなさっています。当然、住所は八丈町にありますし、八丈町が主な拠点だとは思いますが、そのあたりはバランスといたしますか、ご本人の時間のバランスというのは大丈夫なのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 鍵山氏とは、その辺のことも確認を取ってございます。仕事の関係上、毎月 1 回は上京する予定がございます。また、多いときでも月に二、三回程度は上京はするというふうに伺っておりますけれども、日数にすれば大体 1 週間から 10 日程度というふうに伺っております。

今後の議会等の場合については、既にスケジュールはもう押さえているというふうに伺っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第 6、同意第 4 号 八丈町監査委員の選任の同意については、原案どおり同意いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第36号 令和7年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号6番の資料をお願いいたします。

資料の3ページをお願いします。補正予算書の1ページになります。

議案第36号 令和7年度八丈町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,679万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,499万3,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

令和7年5月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いします。補正予算書の6ページになります。

初めに歳入になります。

項の補正額を中心に説明いたします。

16款2項都補助金99万9,000円の増。こちらは、上から、水産物加工・流通促進対策事業補助金については、出前授業の補助対象経費拡大に伴う増額となります。下の、生産・販売強化対策事業補助金については、漁協女性部による新商品開発に伴う増額となります。その下、島しょ漁業振興施設整備事業補助金については、こちら、購入予定のフォークリフトの価格高騰分の増額となります。

3項委託金279万4,000円の増。こちらは、参議院議員選挙において立候補者数が70名を見込んでのポスター掲示場製作から撤去に係る費用の増額分となります。

19款1項基金繰入金2,300万円の増。財政調整基金を繰り入れます。

歳入合計、補正前の額91億820万円、補正額2,679万3,000円の増、計91億3,499万3,000円となります。

次のページをお願いします。9ページになります。

歳出に入ります。

1款1項議会費150万円の増。

2 款 2 項企画費2,150万8,000円の増。こちらは、役務費において、広告料につきましては、東京諸島レジャーガイドに先月オープンしました八丈島の海・山・暮らし館の広告を掲載する費用となります。

下の委託料に入りまして、東京宝島サステナブル・アイランド創造事業推進委託料になりますが、こちらは前事業完了後の検証も踏まえまして各課と再協議した結果で、当初予算要求時点から予算を上積みするものとなります。事業のスタートが6月1日を予定しておりますので、このタイミングでの補正をさせていただきます。

続いて、その下、展示室改修委託料ですが、こちらは八丈島の海・山・暮らし館の展示室改修委託料となります。暮らしの部屋ですね、一番奥の。海、山と、あと暮らしの部屋があるんですが、その暮らしの部屋の壁と床の改修費用となります。

5 項選挙費279万4,000円の増。こちらは歳入でも説明しました参議院議員選挙に係るポスター掲示場の製作から撤去までの追加費用となります。

6 款 3 項振興費126万3,000円の増。

次のページをお願いします。10ページになります。

こちらは歳入でも説明したとおり、郵便料と委託料が出前授業の補助対象経費の拡大部分となっております。

下の18節補助金の水産物加工生産販売強化対策事業費補助金が漁協女性部における新商品開発に伴う増額となります。

最後、下の、島しょ漁業振興施設整備事業補助金がフォークリフトの価格高騰による増額分となります。

10款 2 項小学校費とその下 3 項中学校費の科目変更ですが、こちらはタブレットの更新費用となります。当初は都全体でベンダー決定し一括契約する予定で進めておりましたが、自治体単位での個別契約へと、やり方が変更したことに伴いまして、賃借料から委託料へと科目変更を行うものになります。

5 項社会教育費 7 万3,000円の増。こちらにも企画費にありました広告料と同じ、東京諸島レジャーガイドに八丈島歴史民俗資料館の広告を掲載する費用となります。

次のページをお願いします。11ページになります。

14款 1 項予備費34万5,000円の減。

歳出合計、補正前の額91億820万円、補正額2,679万3,000円の増、計91億3,499万3,000円となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 資料のページ番号でいうと、7 ページの歳出の議会費、東京都町村議会議長会負担金150万円とありますけれども、こちらの内容の説明がなかったので、説明をお願いしますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務局長。

○事務局長（高橋太志君） こちらは、5 月 7 日に総会がありまして、私どもの議長が東京都の町村議会議長会の会長になっております。それによりまして、会長職に当たるところの町村には150万円の負担金というのが発生しまして、これによって議長が向こうで会議をやる時の会場とか運営経費に回すということになっておりますので、これはそういったところになります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

ちょっと待ってください。5 番、何かありますか。

（山下（則）議員「真田さんと同じ」の声あり）

○議長（山本忠志君） 同じ質問。

それでは3 番。

○3 番（奥山幸子君） 総務費のサステナに関するものなんですけれども、創造事業推進委託料ということで2,000万円以上が増額されているんですけれども、この事業内容と委託先を教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら、今回の事業、サステナのネクストということで、4、5、6 年度でやったサステナ事業の今回、磨き上げということで、基本的方針は以前のサステナ事業と変わらないんですが、そこをさらによくするといった3 か年の、今度は7 年度、8 年度、9 年度でやる事業となっております。

事業のやり方に関しては、官民共創というところが主題となっていて、また、同じく引き続きみずほに委託契約するといった方法で実施していくことになります。

細かい部分につきましては、前回のサステナ事業と変わらず、事前にお配りしていた資料でちょっと新しいものでいいますと、課税のシステム、課税情報、現況、そういったものがA Iを発展させたものということで、これ入れているんですが、こういったところの細かい事業者選定は、まだこれからみずほと詰めていくということになります。

これ、一応我々の計画としては、事前資料でお配りしたとおりになるんですが、まだ東京都への、我々決定が下りていないので、確実にこれというよりは、都の決定が下り次第事業を実行するといった形になっております。なので、交付決定が下りていないので、まだ未確定という状況で進んでいるということになります。

ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 今、課長が磨き上げとおっしゃったけれども、内容がよく分からない、聞いていても。何が磨き上げなのかというのが分からないし、もうちょっと詳しいというか、具体的にここをどうするという話にならないと、今の話だと、よくしていきますというものだけが伝わってきて、どこをどうするのかというのがよく分からないし、あと、委託先については、みずほということですね。細かい事業先は分からないということですね。それも分かったら、私たちに資料として提供していただけますか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 説明は順次、進捗等は報告させていただきたいなと思います。

事前にお配りした資料をちょっと開いていただければと思うんですが、例えば上の防災用の定点カメラ、鯨のA I活用ですが、ユーチューブ配信を行ってしまして、やっぱり少し映像が止まってしまうという事象が起きていることから、これちょっとG o v T e c hさんのほうにも相談して、防災用のカメラでするのでなるべく止まらないようにと、ちょっと防災担当といろいろ協議した結果、やっぱり夜間も見えたほうがいいんじゃないかという意見もありますので、そういった部分を追加で磨き上げていくといった感じになります。

観光アプリのほうはもう整備しているんですが、ここからさらに利便性を高める部分ですとか、例えばここにちょっとチャレンジしたいのが、ふるさと納税の機能を観光アプリに追加するとか、そういった部分の磨き上げといった部分がほかの事業も同じく、さらによくするといった部分で追加で実施する3か年の事業となります。

進捗のほうは随時、今、ちょっと協議しながら進めているというところもございますので、

進捗のほうは常に議員の皆様に資料提供しながら進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 3番、関連してですか。

○3番（奥山幸子君） 関連です。

○議長（山本忠志君） じゃ、3番、続けてどうぞ。

○3番（奥山幸子君） 海・山・暮らしの部分なんですけれども、VRで戦跡と鯨の、ありますよね。台数が少なくて、2台だか3台だかしなくて、団体でいらした場合になかなか行き渡らないんじゃないか。それを増額するのであれば、その点を増額してほしいなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おっしゃるとおりで、非常にVRが大人気で、充電する暇がないぐらいの状況に今なっていますので、今回VRも増やす方向で、今、検討しています。

ちょっと皆さん行っていただいたと思うんですけれども、一番奥の暮らし館が少し寂しい感じがいたしますので、そこを、今現在食文化というところに的を絞りまして、焼酎組合さんとかさやの水産加工組合さんとかちょっとお話しさせていただいて、そういった見せ方ができないかなということで、今話を進めているところです。

今回、うちに入りました八盛隊のエコツーリズム推進メンバーが2名いるんですが、末吉担当が1名、今、この3名で企画書を頑張って作って、調整して一生懸命進めています。期待していただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） ちょっと待ってくださいね。

それでは、先に5番いきましょうか。

○5番（山下則子君） 鯨のカメラのお願いなんですけれども、例えば八重根でいくと、低堤のここら辺ぐらいしか見えないのを、もうちょっと幅広く見させるということ是可以するのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） カメラの調整は、実は防災担当の総務課のほうで行うことができるんですが、今、人がちゃんと逃れているかというものが正確に確認できる視点となっていますので、一応カメラの広角とかはこちらのほうで動かすことが、右向いたり左向いたり下向いたりというのはできるシームになっています。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1 番（真田幸久君） 関連の質問ですけれども、カメラの件でちょっと気になったのが、よく止まってしまうという話があって、それは東京都さんのほうの、もともとの想定が性能部分で低かったのもそういう結果になっているとしたら、それを八丈町のほうで磨き上げという中で増額をしなきゃいけないのであれば、それはちょっと違うかなと思うので、そこをきちんとしていただきたい。要は、発注側がそもそもそういった水準のものを発注していればしょうがないんですけれども、そうでないのであれば、それは受けた側もしくは間に入った側の問題なので、町が負担すべき内容ではないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おっしゃるとおりで、いろんな要因が考えられるところなんです。初年度、4、5、6年度で我々がサステナブル・アイランド創造事業を実施する上で、テーマとして一応ランニングは極力抑えたいというところで事業を実施してきました。なので、あまり機能にお金をかけず、最低限のこのレベルでいけるだろうという水準で事業を行ってきましたので、ちょっとその辺が足りなかったのかなというものが反省点として残ってしまして、その辺の検証を東京都さんに入っていていただいてやった上で、我々がしっかり業者任せではなく検証した上で業者に発注を今回できればと考えております。そこはちょっと、4、5、6年度のランニングを絞っていくというところに注力し過ぎてという部分があったのかなと反省しておりますので、その辺をちょっと踏まえて今回3か年事業も取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 今のお話ですと、八丈町が負担する方向にあるということなんでしょけれども、4、5、6というのは10の10で東京都のお金でやってきたわけで、逆に言えば、その3年間でそういったものを検証も含めてやっていくというのが本来あるべき姿かなと。

ランニングコストは当然八丈町が持つべきですけれども、その性能の確認はそういった資金で、要はほかを減らしてでも本当に大事な防災とかのほうではそういったものも含めてやっていくというようなことをきちんと東京都と、何が一番大事なのか、ランニングコストも大事ですけれども、それ以前、それで本当に機能するのかというのを調査するのに、町単独ではできないので東京都が資金を出してやっていくというのが趣旨かと思いますので、ほかでも、例えば水道でしたかね、あそこのボーリングが甘かったのも結果として多く上乘せなければいけないという事案も含めて、ある程度最初の段階でそれなりの幅を持って想定し

て動かされたほうが、結果としてはトータルのコストは少なくて済むかと思います。そういったところで、あまり目先の数字ではなくて、そちらのほうを重視していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） もう本当におっしゃるとおりだと思います。目先にとらわれずに、以前のサステナの初期の事業と大きく違うところは、東京都さんのほうとしっかり連携して、我々とみずほはもちろん連携するんですけれども、その間にG o v T e c hさんとかに入っていて、しっかり緊密に相談しながら、三者ぐらいの感じで進められればなど。

我々3か年の反省点でもございますので、その辺はあまり目先にとらわれず、しっかりDX推進という観点で、この事業があるからDX推進を進めるのではなく、八丈町としてDXをどう進めていくかという観点でしっかりやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第36号 令和7年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第37号 八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の7番の資料をお願いいたします。

議案第37号 八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和7年5月13日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約。

八丈島歴史民俗資料館外構工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、八丈島歴史民俗資料館外構工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金5,874万円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町中之郷3351番地、秋田建設株式会社、代表取締役、秋田悦男。

5の支出科目については省略いたします。

工期については令和7年8月29日となっております。

内容については教育課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） それでは、次の資料、図面データ、横のものになります。こちらをご覧ください。

歴史民俗資料館の敷地内と、横にある、左側にあります道路とのレベルがちょっと差がありますので、こちらの歴史民俗資料館内の敷地の盛土をいたします。また、駐車場側はアスファルト舗装、それから正面玄関前のところへはタイルを施工します。

また、既存の植栽も活用しながら新たな植栽等を行います。

それから、浸透枡の工事も行います。

簡単ですが以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

それでは、7番。

○7番（沖山 昇君） 植栽のほうは何か決まっているのでしょうか。何を植えるのか教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） ハイビスカス、それから、フェニックスロベレニーとヤブツバキとなっております。あとは、既存のものを活用いたします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第37号 八丈島歴史民俗資料館外構工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

よって、令和7年第一回八丈町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年5月13日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 浅 沼 清 孝

署 名 議 員 山 下 則 子